

令和6年度 西伊豆町教育委員会第1回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和6年5月15日（水）14:45～
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、影山やえみ委員、長島宗紀委員
[事務局 朝倉通彰]
- 4 欠席者 眞野有吏委員
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は4名ですので、過半数に達しております。ただいまから令和6年度第1回の定例会を開催いたします。議事録の承認についてですが、令和6年3月21日開催の令和5年の第11回定例会の議事録については、私と影山委員が確認し、署名しましたのでご承認いただいてよろしいでしょうか。
（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、長島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは、議題に入ります。報告第1号の「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正（第1号））」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは報告第1号の資料をご覧ください。4月16日付けの文書でお知らせをさせていただきましたが、仁科認定こども園の給食室の空調設備が故障してしまいまして、機器の交換が必要となりましたので、4月21日付けで専決処分をさせていただきまして、130万円の補正予算を計上させていただきました。これについては、4月23日開催の令和6年第2回臨時議会において承認されましたので、報告をさせていただきます。なお、工事は4月27日に完了しておりまして、もう既に稼働できるような状態になっております。簡単ですが以上でございます。

教 育 長：以上で報告第1号を終わります。
続きまして、第1号議案の西伊豆町社会教育委員会、社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長：それでは、第1号議案の資料をご覧ください。認定こども園、小・中学校及び女性会の役員改選等に伴い、委員を委嘱する必要があるため提案をさせていただくものでございます。社会教育委員の委嘱につきましては、教育長に対する委任事務ではありませんので、今回、教育委員会にお諮りするものでございます。社会教育委員の任期は2年となっておりますので、今回委嘱する委員の任期については、前任者の残任期間となりますので、令和6年5月22日から令和7年4月30日までとなります。委員は、配布した資料の令和6年度社会教育委員名簿（案）のとおりとなります。委員11人のうち、5人が改選となります。社会教育委員会は5月22日に開催するということです。任期は5月22日からということで、資料の修正をお願いします。

教 育 長：はい、事務局から説明ありましたが、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：それでは、第1号議案の「西伊豆町社会教育委員の委嘱について」を採決します。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。全員挙手ですので、第1号議案については可決されました。続きまして、第2号議案の「西伊豆町特別支援教育連携推進協議会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：はい。それでは第2号議案について説明させていただきます。この協議会は、特別な支援や配慮が必要な子供への教育について、こども園から中学校までの一貫した指導・支援につなげるために組織されておりますが、合併当初の立ち上げ当時から根拠規定がないということで、今回必要な事項を規定するために制定したいというものでございます。1枚おめくりいただきますと要綱案をつけてありますが、第1条 設置ということで、西伊豆町における特別支援教育の推進に関する共通意識認識を高め、地域の連携協力の強化及び特別な支援を要する乳幼児児童及び生徒の実態を把握し切れ目のない相談指導及び教育支援体制等の調整を図るために西伊豆町特別支援教育連携推進協議会を設置するというものでございます。第2条の所掌事務としましては、4項目ございまして、まず一つ目として、特別な教育的支援を要する乳幼児、児童及び生徒の実態把握及び情報交換に関すること。二つ目としまして特別支援教育の適切な支援を行うため、認定こども園、小学校及び中学校の連携並びに協力に関すること。三つ目としまして、特別支援教育に関する理解及び啓発に関すること。四つ目でその他特別支援教育に関し必要と認められる事項に関すること。ということでございます。第3条の組織としましては協議会の委員が15人以内で組織し、(1)から(5)に掲げる者でですね、教育委員会が任命又は委嘱するというものでございます。第4条として、委員の任期は2年として再任を妨げない。第5条として協議会には会長と副会長を1名ずつ置きます。おおむねの内容がそういうことになってまして、要綱の2ページの次のページに連携推進協議会という組織図をつけてありますが、このような組織になっていて17年度からずっと運営されてきてるんですが、根拠のない協議会という状況になっていたものですから、今回、要綱を制定させていただきたいというものです。学校の校長とですね、各校の特別支援のコーディネーター、健康福祉課の保健師、それからこども園の園務主任と相談員の飯泉先生という方がいらっしゃるんですけども、その方も置いて、かつオブザーバーとして、特別支援学校伊豆下田分校の副校長と伊豆松崎分校の教頭にオブザーバーとして参加をいただいている状況です。具体的に何をやるかといいますと、飯泉先生の方にですね、各校・園に年間数回訪問していただいて支援の必要な子の様子を見ていただいたりしまして、アドバイスをいただくというようなことを年間を通してやっております。今回ですね、特別支援学校へ進学をしている子もいますし、これから進学を考えるというお子さんもいらっしゃると思いますので、委員の皆さんで特別支援学校でどんなことをやっていて、どんな様子なのかということ視察に行こうということで、今年度はそういったことを計画しております。それをさらに1枚めくっていただきますと、町の特別支援教育の基本的な考え方ということで、これは前の指導主事が取りまとめていただいたもので、考え方というものを掲げて、こども園のときの気になっているお子様を小学校へと引

継ぎ、どういった様子ですというような引継ぎをしてもらおう。それからまた小学校でそういった状況を踏まえて、中学校進学時にそういったものを引き継いでもらおう。で、今後どういった教育をしていくのがいいのか。そういったような情報共有を図る場ということでございます。他の市町を見ましてもこういった組織はないようですので、西伊豆町の特色のある教育なのかなというところでございます。

教 育 長：それでは、2号議案についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

高橋委員：対象者っていうのは、よく保育園の筋道と。これ若干言ってますよね。その形だと思うんですけど、ある程度日常生活、基準があるわけでしょう。その後、認定するに当たっては、認定という本当に先生方が見ていて、ここは支援が必要だと。ですよ。

事務局長：本当にそういう診断面がつくような、〇〇障害とかそういったところがあるかと思うんですけどそのグレーもしかしたらそっちかもしれないっていう子とかですね、そういったものを観察しながら、小学校に上がったそれが直っていくというパターンもございますでしょうし、そういったところをうまく小学校から中学校まで連携してつなげていくような形ですかね。発端となるのはこども園のときに支援対象となるかっていう話だと思うんですけど。

教 育 長：特別支援学級に入れるべき子とかですね、どの子が該当するかとかっていうのを決めるのはここじゃなくてまたもう一つ別の機関なんですけども、ここは先生方が特別な支援が必要な子に対して、どんなことをしたらいいのか、ほかの学校でどんなことをしているのかっていうのを、勉強し合う場ですね。それと具体的に飯泉先生から助言いただいたりして、ここの学校のこの子についてはこんな指導したらいいんじゃないとかですね。それとあと、伊豆分校の先生たちも、高校の子供たちを見てる視点から、将来高校に来たらこういうことやるので小学校中学校のときにはこのような支援をしてたらいいいですかとかちょっとそういう助言いただいたりしながら、子供たちの指導の仕方について研修していく場というふうに捉えていただけたほうがいいかなと思います。最初の頃は先生たちの情報交換の場みたいな形で始まってたんですけどね。

事務局長：ですので、ここにかかってきた子たちが、さっき教育長がおっしゃったように最終的に特別支援として認めるというか、その審議のところはまた審議会があるものですから、そこにつながっていくその下部組織みたいな感じで捉えていただければと。

高橋委員：程度の問題なのかなあ。ここに掲げる子たちはそこまでいなくて、日常生活ができてということですよ。

教 育 長：ここは幼稚園の段階小学校の段階でちょっと気になる子っていうのをここで先生たちに情報交換して見ていってもらって、その中で今度は情報をここから上げて行った子たちが別の審議会のところで、重度の子についてはやっぱりそういう支援学校、今は小中学生は下田小学校の中に下田分校というのがありますけども、そちらですね。あと、中学までは下田小学校の中にある下田分校のほうの特別支援学校ですね。そして、いやそこまでいらないけども、仁科小学校の中にある今特別支援学級、知的障害とか情緒障害がありますけども、行ってる学校の中で他の生徒と関わり合いながらやる

でいいんじゃないかというような子たちは支援学級っていう形のところに行ってますね。支援学校はちょっと、いややっぱ支援学級じゃなくてやっぱり先生たちも本当にもう専門的にやられてる支援学校で個別にやったほうがいいかなと思うんですね。今まで、高校がなかったんだけど何年か前に松崎高校に分校ができたもんですから、高校生で障害を持ってるなあそこに行けますので、そうするとそこからだと就職なんかの形もこう広がるわけですよ。今まで、小学校の先生たちは小学校の特別支援学級この子は困るようだけで済んでたところですけども、情報がなかったんだけど、こういうところで先生たち勉強しているので、中学行ったらどうなのか、結構先に高校行ったらどうなのか、さらにその先の就職のほうのことまで見通したようなことを考えてやっていこうねっていうふうな、縦の様子もこういうとこで見れるようになってきているのかなと思います。そういう特別支援学校の必要な子たちを指導する先生を今育てようというのは県教委のほうでも出てますんで、今ここに来ている石川先生とか橋本先生とかは、賀茂小、仁科小で特別支援学級を担当してる先生です。そうでないときも仁科小で支援学級がないときも担当の方に来てもらってこの会はやってます。今の小学校では、特別支援学級はないけども勉強してもらえばほかの学校行った時に特別支援学級やってもらったりとかですね。それで今、特別支援学級に入っていないけれどもほぼ支援が必要な子たちもたくさんいるもんですから、ここで勉強して情報を深めていったことが、学校の中で普通学級のほうでちょっと指導が大変な子のことについてプランをつくったりとかですね、参考になっているのかなと思います。

高橋委員：すごくいい組織ですよ。親にしてみればできればそうやって地元でね、親元で育てたいだろうし、程度によるんでしょうけど。

教 育 長：あとはこの中で飯泉先生が各学校を回ってくれてるんですけども、どの学校に何回ぐらい行くとか、割り振りをして要望を出してもらって巡回の計画もここで作ってもらってますね。

高橋委員：すばらしいですね。

教 育 長：それでは、2号議案の採決をさせていただきたいと思います。第2号議案の「西伊豆町特別支援教育連携推進協議会設置要綱の制定について」提案のとおり、賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員挙手ですので、2号議案については可決されました。続きまして、3号議案ですが、人事案件となりますので、地方行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として審議したいと思いますので、西伊豆町教育委員会会議規則第10条第2項に基づき賛否を採決します。秘密会議とすることについて賛成の方の挙手をお願いいたします。全員挙手ですので、出席者の3分の2以上の賛成がありましたので第3号議案は秘密会といたします。

（秘密会により説明内容及び質疑省略）

教 育 長：これで秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

本日の議事案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年度第1回の定例会を終了いたします。皆さんどうもご苦労さまでした。